平成２２年（フ）第１５８６号
広島市東区中山鏡が丘９番26号
破産者　西東　　晃
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９３号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目２番１号
破産者　有限会社ジェイカッター
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００号
岩手県花巻市桜台２丁目14番13号　コトー桜台103号、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地
破産者　被相続人鎌田忠造相続財産
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９８号
岩手県奥州市前沢区向田１丁目４番地
破産者　有限会社オートリーダーロードサービス
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９９号
東京都羽村市栄町１丁目14番地26幸栄ハイム307、破産手続開始決定時の住所東京都羽村市栄町１丁目14番地36キャッスルタカミ308
破産者　金野　保海
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５８号
横浜市旭区若葉台３―２―220、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区鉄町1760番地１
破産者　加藤建硝株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
福井県小浜市遠敷第75号７番地の４
破産者　有限会社湯浅組
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２５号
福井県大飯郡高浜町関屋第46号15番地１
破産者　有限会社田村鉄建
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１５号
名古屋市中川区露橋１丁目21―16横堀ハイム１Ｆ
破産者　株式会社ファインシステム名古屋
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５３号
島根県益田市喜阿弥町イ844番地内２
破産者　有限会社向原農園
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１０７８号
北九州市小倉南区石田南３丁目３番５号
破産者　井手尾建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１００号
佐賀県伊万里市山代町立岩1922番地
破産者　山本　徳樹
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２７号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丁4014番地
破産者　田中　泰隆
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３０号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄1479番地１
破産者　勝野　三男
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３９号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡8476番地３
破産者　松森　明香
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７８号
静岡県沼津市大塚1170番地の２　公団原団地１号棟305号、前住所静岡県三島市徳倉４丁目36番５号　グランドハイツ池田301
破産者　川村　好雄
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
静岡県沼津市大塚1170番地の２　公団原団地１号棟305号、前住所静岡県三島市徳倉４丁目36番５号　グランドハイツ池田301
破産者　川村　美枝
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
札幌市白石区北郷５条８丁目３番１号　三洋ガーデン北郷401号
破産者　菅野知葉子
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８号
青森県黒石市寿町79番地
破産者　相澤　健司
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢２番地４町営桝沢住宅13号
破産者　阿部　信幸
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部